

那覇市会計年度任用職員の募集について  
市民生活安全課 【専門事務 I】消費生活相談員

令和08年01月23日

地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用の職に従事する職員を次のとおり募集します。なお、この募集は、採用に係る予算の確定により効力を有します。

募集期間	令和08年01月23日	から	令和08年01月30日	まで
部名	市民文化部	課名	市民生活安全課	
グループ名	市民生活相談グループ			
職の名称	【専門事務 I】消費生活相談員		採用予定人数	3人
形態区分	パートタイム職員	週の勤務時間	30	時間 00 分
職務内容	(1) 消費者からの相談、要望、苦情等に関する業務 (2) 消費者の利益の擁護及び増進に関する業務 (3) 消費者教育の推進に関する業務 (4) その他、所属長が指示する業務  変更の範囲 ( )			
資格免許等	次に掲げる資格のいずれかを有する者 (1)消費者安全法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者 (2)独立行政法人国民生活センターが付与する「消費生活専門相談員」 (3)一般財団法人日本産業協会が付与する「消費生活アドバイザー」 (4)一般財団法人日本消費者協会が付与する「消費生活コンサルタント」			
勤務地	那覇市役所本庁舎 那覇市泉崎1-1-1	駐車場の有無	無	
任用期間	(開始日) 令和08年04月01日 ~ (終了日) 令和09年03月31日 翌年度以降、同一の職務内容の職が設置された場合の選考による当該職への再度の任用の有無		有	
	*会計年度任用の職は、年度ごとに設置、廃止します。年度を超えた任期とすることはありません。 *翌年度以降の再度の任用は、当該職員の能力の実証等の要件をふまえて行います。			
更新の上限	【無】※ただし、毎年度の選考による。			
勤務日数	週 4 日			
勤務時間	08時30分 ~ 17時00分	*シフト勤務等がある場合の勤務時間・休憩時間は、勤務時間に関する特記事項欄を参照ください。		
休憩時間	12時00分 ~ 13時00分			
時間外勤務	無 (月平均 0 時間)			
週休日 (休日)	土曜日・日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日、慰靈の日 12月29日から翌年の1月3日 所属長があらかじめ指定した日			
休暇等	1 年次有給休暇 2 その他休暇等 (1) 有給休暇(私傷病短期、子看護、夏季休暇、忌引、出産休暇ほか) (2) 無給休暇(私傷病長期、生理休暇、介護、育児休業ほか)	※採用の日に、任期及び勤務日数に応じた日数を付与		

那覇市会計年度任用職員の募集について  
市民生活安全課 【専門事務 I】消費生活相談員

給与等	基本報酬	時給	1,548 円程度 (月末締め翌月20日支給)
	*職歴等により加算される場合があります。		
	通勤手当	常勤職員の例により支給	(月末締め翌月20日支給)
	*勤務地までの通勤距離が2km未満の場合は支給されません。		
	期末手当	有	*任期が6月以上かつ週15時間30分以上の勤務の職が対象
	勤勉手当	有	*任期が6月以上かつ週15時間30分以上の勤務の職が対象
	退職手当	無	
勤務時間外、休日等の割増賃金率	その他手当	無	
	勤務時間外、休日等の割増賃金率	勤務時間外(1日7時間45分以内かつ週38時間45分以内で月60時間以内)	0%
		勤務時間外(1日7時間45分超又は週38時間45分超で月60時間以内)	25%
		勤務時間外(1日7時間45分超又は週38時間45分超で月60時間超)	50%
社会保険等	健康保険	有	*加入には一定の条件があります。
	厚生年金	有	*加入には一定の条件があります。
	雇用保険	有	*加入には一定の条件があります。
選考方法	<p>書類選考及び面接 ※応募の状況等により書類選考のみで不採用の決定を行う場合があります。</p>		
勤務時間に関する特記事項			
備考	<p>・条件付採用期間あり：任用後一か月間（1か月の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで） ・屋内の受動喫煙対策あり：禁煙 ※定員に達した場合など、募集期間内でも募集を終了する場合があります。あらかじめご了承ください。</p>		

【根拠法令等】

- ・那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例
- ・那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則
- ・那覇市職員の任免に関する規則
- ・那覇市那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則

那覇市 市民文化部 市民生活安全課 市民生活相談グループ		
担当	知念・儀武	
TEL	098-862-9955	FAX